

【別紙 1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 2 8 条第 1 項第 2 号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A001097
	至	平成29年3月31日	法人名	公益財団法人晴嵐館

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人晴嵐館
設立登記日(注)	平成24年4月1日
法人の目的	この法人は、書家大池晴嵐の作品を始めとする書道作品及び大池晴嵐の作品製作の場となった庭園を公開・開放するとともに、書道芸術及び書道教育に関する事業を行うことにより、書道文化の振興及び書道教育の発展に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	愛知県江南市大海道町青木22番地
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	
社員の数(公益社団法人のみ)	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	23,418,930円	23,533,316円
収入 > 費用の場合の対応		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額 ÷ 1欄～3欄の合計額)		95.9%
1	公益実施費用額	23,533,316円
2	収益等実施費用額	343,628円
3	管理運営費用額	653,574円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	3,041,340円	うち個人から	3,041,340円
		うち法人から	0円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1,169,250円
-------------	------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	225,923,423円	負債額	10,600,534円
		正味財産額	215,322,889円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	23,533,316円
遊休財産額	21,835,168円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)		144,370,767円
1	公益目的増減差額	-24,178,731円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	168,549,498円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0円
(うち、退職手当の額)	0円

( 9 ) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。